

議案第 75 号

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年」を「及び据置期間については、令第 7 条第 2 項の規定によるもの」に改める。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

2 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 前項本文の規定による場合 無利子

(2) 前項ただし書の規定による場合 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年 3%以内で市長が別に定める率

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「(又は半年賦償還)」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。